

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ栗東市実行委員会専門委員会規程

（趣旨）

第1条 この規程は、わたSHIGA輝く国スポ・障スポ栗東市実行委員会会則（令和5年6月9日施行）第13条第3項の規定に基づき、わたSHIGA輝く国スポ・障スポ栗東市実行委員会専門委員会（以下「専門委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（名称等）

第2条 専門委員会の名称並びにわたSHIGA輝く国スポ・障スポ栗東市実行委員会常任委員会からの付託及び委任事項は、別表のとおりとする。

（役員）

第3条 専門委員会に次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 委員長 1人
- (2) 副委員長 若干人

（役員を選任）

第4条 委員長及び副委員長は、専門委員の中からわたSHIGA輝く国スポ・障スポ栗東市実行委員会の会長（以下「会長」という。）が委嘱する。

（役員の職務）

第5条 委員長は、専門委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した副委員長が、その職務を代理する。

（会議）

第6条 専門委員会は、必要に応じ委員長が招集する。

- 2 専門委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれに当たる。
- 3 専門委員会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、又は議決することはできない。ただし、専門委員会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人にその権限を委任し、又は書面により議決に加わることができる。
- 4 専門委員会の議事は、出席した専門委員（あらかじめ通知された事項について、代理人が議決権を行使した委員及び書面により議決権を行使した委員を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 専門委員会は、必要があると認めるときは、専門委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

（専門部会）

第7条 専門委員会は、必要があると認めるときは、専門委員会に専門部会を設置し、専門的事項について調査研究等を行わせ、その結果を報告させることができる。

- 2 専門部会は、会長が委嘱した者（以下「部会委員」という。）をもって構成する。
- 3 第3条から第5条まで並びに第6条第1項、第2項及び第4項の規定は、専門部会に

ついて準用する。この場合において、これらの条文中「専門委員会」とあるのは「専門部会」と、「委員長」とあるのは「部会長」と、「副委員長」とあるのは「副部会長」と、「専門委員」とあるのは「部会委員」と読み替えるものとする。

４ 部会委員の任期は、専門委員の任期を準用する。

（委任）

第８条 この規程に定めるもののほか、専門委員会及び専門部会の運営に関し必要な事項は、それぞれ委員長及び部会長が別に定める。

附 則

この規程は、令和５年６月９日から施行する。

別表（第２条関係）

名称	付託事項	委任事項
総務企画専門委員会	１ 総務企画に関すること。 ２ 財務に関すること。 ３ 広報に関すること。 ４ 市民運動に関すること。 ５ 観光・おもてなし（歓迎装飾）に関すること。 ６ 大会旗及び炬火イベントに関すること。 ７ 他の専門委員会に属さない事項に関すること。	左記付託する事項のうち、事業の実施に関すること。
競技式典専門委員会	１ 競技会の運営に関すること。 ２ 式典及び表彰式に関すること。 ３ 競技施設及び関連施設の整備に関すること。 ４ 競技用具の整備に関すること。 ５ 競技役員等の養成及び編成に関すること。 ６ その他競技、式典に関すること。	左記付託する事項のうち、事業の実施に関すること。
宿泊衛生専門委員会	１ 宿泊及び配宿計画に関すること。 ２ 環境衛生及び食品衛生に関すること。 ３ 医療救護に関すること。 ４ 医事衛生に関すること。 ５ 防疫計画に関すること。 ６ 標準献立及び食品調達に関すること。 ７ その他宿泊及び衛生に関すること。	左記付託する事項のうち、事業の実施に関すること。
輸送交通専門委員会	１ 輸送交通に関すること。 ２ 交通及び駐車場対策に関すること。 ３ 消防及び警備に関すること。 ４ その他輸送及び交通に関すること。	左記付託する事項のうち、事業の実施に関すること。